

【交付書面】



第78期

# 報告書

2025年1月1日 ▶ 2025年12月31日

株式会社タダノ

証券コード：6395

## 目次

事業報告	2
連結計算書類	22
個別計算書類	24
監査報告書	26

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ②連結計算書類 連結株主資本等変動計算書及び注記
- ③計算書類 株主資本等変動計算書及び注記

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中、各種政策効果もあり、緩やかに回復しました。海外においても、一部地域に足踏みがみられるものの、景気は緩やかに回復しました。

一方で、米国通商政策による影響や地政学的リスクの高まり等により、先行き不透明感が増す中、世界経済の下振れが懸念されます。

このような経営環境のもと、日本向け売上高は、建設用クレーンが減少したものの、車両搭載型クレーン・高所作業車が増加し、また、株式会社IHIの連結子会社であるIHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：株式会社タダノインフラソリューションズ、以下「TIS」）買収に伴う運搬機械の売上も加わり、1,254億2千6百万円（前期比114.2%）となりました。海外向け売上高は、米国Manitex International, Inc.（以下「Manitex社」）の買収もあり、北米・欧州を中心に増加し、2,240億5千万円（前期比123.3%）となりました。この結果、総売上高は3,494億7千7百万円（前期比119.9%）、海外売上高比率は64.1%となりました。

売上が増加したものの、米国通商政策による影響や買収関連費用等の計上もあり、営業利益は185億5千2百万円（前期比78.0%）、経常利益は150億9千6百万円（前期比71.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産売却益等を計上したことにより182億9千8百万円（前期比275.5%）となりました。

2024年11月、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）を当社グループ会社化することを決定し、2025年7月に買収手続きを完了しました。当社グループは「移動式クレーン」の分野では長い歴史とグローバルでの販売実績を有していますが、同事業が有する「定置式クレーン（港湾クレーン・タワークレーン）」は新たな製品群となります。また、当社グループがドイツで生産する「ラチスブーム式クロウラクレーン」とも親和性があり、世界中でニーズが高まっている洋上風力分野等においても今後の活躍が期待される「リングリフトクレーン」も有しております。当社グループの事業領域（LE：Lifting Equipment）における新事業分野への挑戦として本事業を買収することとしました。

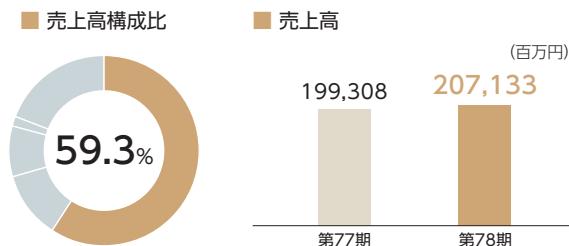
# 事業報告

主要品目別の状況は次のとおりです。なお、2025年7月に買収が完了したIHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）の品目が加わったことに伴い、新たに「運搬機械」の項目を新設しております。

## 建設用クレーン

日本向け売上高は、大規模工事が実施・計画されているものの、慢性的なオペレーター不足や資材価格高騰の影響等もあり、480億4百万円（前期比95.9%）となりました。海外向け売上高は、一部地域を除き、ここ数年の急速な需要増加基調に落ち着きが見え始める中、販売に注力した結果、1,591億2千8百万円（前期比106.6%）となりました。

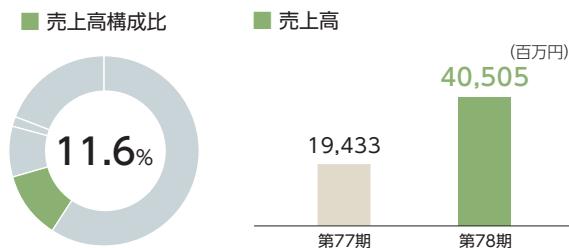
この結果、建設用クレーンの売上高は2,071億3千3百万円（前期比103.9%）となりました。



## 車両搭載型クレーン

日本向け売上高は、トラック登録台数が減少する中、架装能力向上により176億2千4百万円（前期比100.8%）となりました。海外向け売上高は、Manitex社買収による売上も加わり、228億8千万円（前期比1,169.2%）となりました。

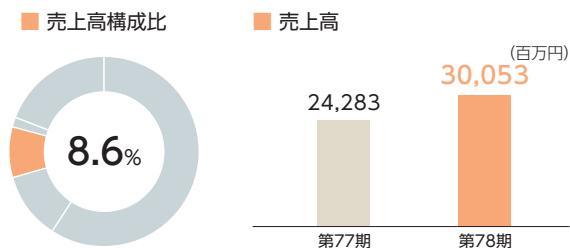
この結果、車両搭載型クレーンの売上高は405億5百万円（前期比208.4%）となりました。



## 高所作業車

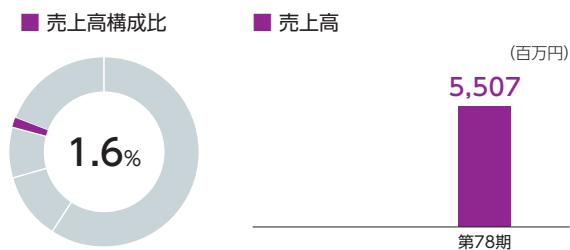
日本向け売上高は、レンタル向け販売が好調に推移し、241億7千3百万円（前期比106.3%）となりました。海外向け売上高は、Manitex社買収による売上も加わり、58億8千万円（前期比379.7%）となりました。

この結果、高所作業車の売上高は300億5千3百万円（前期比123.8%）となりました。



## 運搬機械

運搬機械の売上高は、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）買収により、55億7百万円（前期比-）となりました。

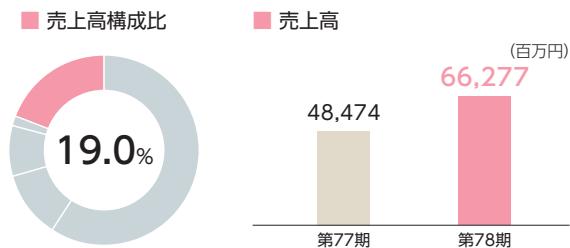


当期より新設した項目のため、前期比較を行っておりません。



## その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）買収もあり、662億7千7百万円（前期比136.7%）となりました。



# 事業報告

当社グループは、2026年度を最終年度とする「中期経営計画（24-26）」において、「Reaching new heights ～新たなステージへ～」をスローガンに、業界のリーディングカンパニーとして、お客様の安全と地球環境に配慮した新たな価値を提供するための戦略を推進しております。

成長戦略の骨子として、(1)脱炭素化を加速、(2)新たな領域への挑戦、(3)強みを活かしたものづくり改革、(4)変革を支える足場固め、を掲げると同時に、持続的な成長に向けた「資本コストや株価を意識した経営」と「サステナビリティ課題への対応」を重視し、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

## <中期経営計画（24-26）基本方針>

■ 業界のリーディングカンパニーとして、お客様の安全と地球環境に配慮した新たな価値を提供する

スローガン	主要経営指標	キャッシュロケーション
Reaching new heights ～新たなステージへ～	売上高 3,300億円 営業利益 300億円 ROIC 8.0% ROE 9.5%	前向き投資 300億円以上 運転資本確保 600～700億円 株主還元 配当性向30%目安

基本戦略	
(1) 脱炭素化を加速	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境対応製品の拡充（Tadano Green Solutions）</li> </ul>
(2) 新たな領域への挑戦	<ul style="list-style-type: none"> <li>高所作業車を世界展開</li> <li>既存の「当たり前」を変える事業展開</li> <li>新技術への挑戦と製品化</li> </ul>
(3) 強みを活かしたものづくり改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発・生産の最適化</li> <li>欧州事業の収益化</li> </ul>
(4) 変革を支える足場固め	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の強みを活かした販売</li> <li>サービス力の強化</li> <li>生産の自動化・省人化</li> <li>経営戦略に連動した人財基盤の強化</li> </ul>

# 事業報告

私たちタダノグループは、「創造・奉仕・協力」の経営理念のもと、企業価値の最大化と持続可能な事業活動を行うことで、地球環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献し、世界にそして未来に誇れる企業を目指しております。

サステナビリティ推進の体制としては、経営におけるサステナビリティの重要課題を定め、方針と目標、進捗を管理するため、社長を委員長とし、全本部長を委員とする「サステナビリティ委員会」を設置しております。また各本部における取り組み支援等の専任部署として「サステナビリティ推進グループ」を総務部に設置しております。

サステナビリティ推進の基本方針としては、「人権の尊重」「公正・誠実な事業活動」「社員の尊重と働きがいの確保」「取引先（サプライヤー）と共に成長」「社会貢献」「地球環境の保全」「適切なコミュニケーション活動」の7項目から成る「タダノグループ サステナビリティ憲章」を制定し、各施策に取り組んでおります。

また、グループ長期環境目標として「2019年度比で2030年に事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量25%削減、製品におけるCO<sub>2</sub>排出量35%削減、事業活動における産業廃棄物排出量50%削減」を掲げております。



香西工場に設置した太陽光発電

<当社ウェブサイトにおけるサステナビリティ情報開示>

ステークホルダーの皆さまに非財務情報を含めたESGに関する情報をお伝えするため、当社ウェブサイトでは「地球環境の保全」「気候変動対応への取り組み」「地域・社会貢献」「サプライチェーンマネジメント」「人的資本経営」「労働環境・健康経営」「コーポレート・ガバナンス」「人権」の8項目について、取り組みの具体例やデータも交えて開示しております。「統合報告書」と合わせて、ぜひご一読ください。

タダノグループ サステナビリティ情報

<https://www.tadano.co.jp/ja/ir/esg/>

# 事業報告

## <人的資本経営>

タダノでは「人は財産（＝人財）」という考え方のもと、多様な人財が集まり、個の潜在能力を発掘・開発し、個を活かして誰もが活躍できる場を提供します。また、変化を捉え、チームでイノベーションを起こし続ける社風『学習し、成長し続ける組織文化』を醸成します。

社員の成長なくして企業の成長はなく、持続的成長のために、社員が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、健康で活力に満ちた職場環境づくりや人財育成に努めていきます。タダノで働くことが生活全般の満足度（Well-being）につながるよう、安全を第一に、仕事と生活のバランスのとれた働き方を推進します。



DE&I（多様性、公平性、包括性）推進のために、女性を計画的かつ積極的に採用するとともに、指導的地位への登用を進めています。具体的には、営業部門や技術系職種に女性が活躍できるフィールドを拡大し、評価や昇格のあり方について改定しました。また社員一人ひとりが仕事と生活のバランスのとれた働き方ができるよう、各種制度や職場環境の整備を継続しています。2025年5月には、厚生労働省が優秀な子育てサポート企業を認定する「プラチナくるみん認定」を取得しました。



また、当社は1981年に「心とからだの健康づくり運動」をスタートし、社内に設置した「体力増進センター」を社員と家族に開放するなど、健康文化の育成に取り組んできました。2018年からは経済産業省・日本健康会議が認定する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」にも選ばれており、日本国内のグループ会社11社についても、2025年3月に「健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）」の認定を受けました。



安全については「社内の労働安全がしっかりしてこそ製品安全を確保できる」という考えのもと、新しい労働環境への取り組みとして動画配信型安全衛生教育の毎月の受講や、管理監督者向け対話型安全観察巡視の研修等を実施しています。

# 事業報告

## <地球環境の保全>

タダノグループでは、環境方針「人と機械と環境の協調を図り、幸せな社会づくりに貢献します」のもと、社員一人ひとりの環境に配慮した行動、環境にやさしい製品開発とサービス提供、環境に配慮した事業活動に努めています。



CO<sub>2</sub>削減の長期環境目標達成に向けては、事業活動では、太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの積極導入や生産の効率化、エアコンや照明の節電、社有車のEV化・HV化などに努めています。製品については、Tadano Green Solutionsとしてさまざまな環境配慮型製品を市場に導入しています。2023年12月には、世界初となるフル電動ラフテレーンクレーンEVOLT eGR-250Nを日本で発売しました。電気のみでクレーン作業・走行を行うことができ、製品からのCO<sub>2</sub>排出量をゼロにすることができる画期的な製品です。

事業活動における産業廃棄物の削減では、分別の徹底、部品梱包材の脱プラ推進、余剰部品の有効活用などに取り組んでいます。有価物化の推進では、廃油をマテリアルリサイクルし再生重油として再利用したり、木製ワイヤドラムや廃塗料、事業所排出のペットボトルについても有価物化したりするなど、削減策を着実に実行しています。



森林保全については、香川県の「フォレストマッチング推進事業」を利用した「タダノまなびの森」の保全活動、海洋資源保全については、ビーチクリーン活動をそれぞれ定期的を実施し、社員の環境意識も高めています。

ESGレーティングとして有力なCDPの2025年レポートでは「気候変動」「水セキュリティ」の2分野でBスコアを獲得することができました。

# 事業報告

## (2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、127億1千2百万円となりました。主なものは、丸亀工場新設に伴う設備投資15億2千7百万円及び連結子会社である株式会社タダノユーティリティの八幡工場新設に伴う土地、建物の取得25億9百万円であります。また、当期において連結子会社であるタダノ・デマージ GmbHが保有していた2工場のうち1工場を閉鎖し、その土地、建物等の一部を売却しております。

## (3) 資金調達の状況

期日が到来した社債100億円の償還を行いました。一方、米国通商政策への備えとして、長期借入金300億円の調達を実行いたしました。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (2022年12月期)	第76期 (2023年12月期)	第77期 (2024年12月期)	第78期(当期) (2025年12月期)
売上高	192,932百万円	280,266百万円	291,500百万円	349,477百万円
営業利益	7,191百万円	18,349百万円	23,778百万円	18,552百万円
経常利益	6,540百万円	16,367百万円	21,077百万円	15,096百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,210百万円	7,773百万円	6,642百万円	18,298百万円
1株当たり 当期純利益	17.43円	61.26円	52.29円	144.78円
純資産	167,767百万円	181,354百万円	188,897百万円	205,946百万円
総資産	356,693百万円	365,244百万円	403,422百万円	458,529百万円
連結子会社数	36社	33社	34社	54社

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。  
2. 2022年12月期(第75期)は決算期変更により、当社及び3月決算であった連結対象子会社は9か月間、12月決算の連結対象子会社は12か月間を連結対象期間としております。

# 事業報告

## (5) 主要な事業内容

当社グループは、建設用クレーン、車両搭載型クレーン、高所作業車及び運搬機械等の製造販売を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、トラッククレーン、軌陸車
車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車、ナックルブームクレーン、ブームトラック
高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
運搬機械	バルクハンドリングシステム、ジブクライミングクレーン、ジブクレーン、港湾荷役用クレーン、フローティングクレーン、リングリフトクレーン
その他	部品、修理、中古車、リフター等

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社タダノアイレック	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売
株式会社タダノインフラソリューションズ	50百万円	100.0%	運搬機械等の製造・販売
株式会社タダノユーティリティ	50百万円	100.0%	高所作業車等の製造・販売
タダノ・ファウンGmbH	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・デマーグGmbH	20,000 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
ピーエム・オイルアンドスチールS.p.A.	11,640 千ユーロ	100.0%	車両搭載型クレーン・高所作業車等の製造・販売
タダノ・アメリカCorp.	2,500 千米ドル	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
マニテックスInc.	1千米ドル	(100.0%)	車両搭載型クレーン・高所作業車等の製造・販売

(注) タダノ・アメリカCorp.及びマニテックス Inc.の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

# 事業報告

## (7) 主要な提携の状況

会社名	相手先	国名	提携内容
株式会社タダノ	コベルコ建機株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリア部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買

## (8) 主要な営業所及び工場等

区	分	名称及び所在地
当 社	本 社 等	本社：香川県高松市、東京オフィス：東京都千代田区
	工 場	高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、 香西工場：香川県高松市、多度津工場：香川県多度津町、 千葉工場：千葉県千葉市
	研究所・試験場	タダノイノベーションセンター：香川県高松市 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支 店 等	北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、 北陸支店：富山県富山市、関東支店：埼玉県上尾市、 東京支店：東京都墨田区、中部支店：愛知県一宮市、 関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、 中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 モスクワ事務所：ロシア・モスクワ市
重要な子会社	本 社 及 び 工 場	株式会社タダノアイレック：香川県多度津町（本社及び工場） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社） 株式会社タダノインフラソリューションズ：東京都中央区（本社）、 広島県呉市（工場） 株式会社タダノユーティリティ：長野県千曲市（本社及び工場） タダノ・ファウン GmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・デマープ GmbH：ドイツ・ラインラント＝プファルツ州 （本社及び工場） ピーエム・オイル アンドスチール S.p.A.：イタリア・エミリア＝ロマーニャ州 （本社及び工場） タダノ・アメリカ Corp.：米国・テキサス州（本社） マニテックス Inc.：米国・テキサス州（本社及び工場）

# 事業報告

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
日 本	3,424 名	+ 656 名
欧 州	1,913	+ 194
米 州	434	+ 225
オセアニア	74	△ 8
その他の	152	+ 14
合 計	5,997	+ 1,081

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,755名	+ 81名	40.8歳	15.1年

(注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。  
2. 従業員数には、嘱託90名を含み、出向者142名は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高			合 計
	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金		
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	32,088 百万円	22,848 百万円	54,937 百万円	
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	17,531	10,800	28,331	
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	600	10,800	11,400	
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600	10,800	11,400	

(注) 1. 借入金総額110,417百万円の10%以上の借入先を記載しております。  
2. 1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金を含むこととしております。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年1月2日に米国Manitex International, Inc.の株式の全てを取得し、連結子会社といたしました。

また、2024年11月、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）を当社グループ会社化することを決定し、2025年7月に買収手続きを完了しました。

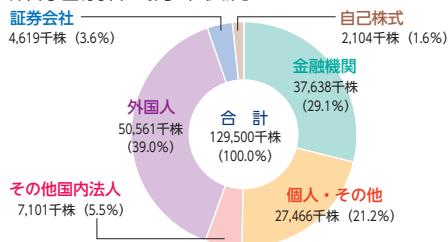
# 事業報告

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,500,355株  
(自己株式2,104,228株含む)
- (3) 株主数 11,799名
- (4) 大株主

(ご参考)

所有者別株式分布状況



株主名	当社への出資状況			
	持株数	持株比率		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	14,403 千株	11.3 %		
JAPAN ACTIVATION CAPITAL I L.P.	7,867	6.1		
日本生命保険相互会社	6,301	4.9		
JAPAN ACTIVATION CAPITAL II L.P.	6,077	4.7		
株式会社日本カストディ銀行	5,803	4.5		
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,798	3.7		
明治安田生命保険相互会社	4,024	3.1		
タダノ取引先持株会	3,495	2.7		
株式会社百十四銀行	3,208	2.5		
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,164	2.4		

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の持株数は、全て当該各社の信託業務に係る株式であります。  
 3. 明治安田生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口24千株を含んでおります。

### (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として交付した金銭の払い込みと引き換えに当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	192,731株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (2) ①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多田野 宏 一	一般財団法人多田野奨学会理事長、株式会社あおぞら銀行社外取締役
代表取締役社長・CEO	氏 家 俊 明	株式会社タダノインフラソリューションズ代表取締役社長・CEO
取締役執行役員常務	合 田 洋 之	チーフテクニカルオフィサー 欧州事業副本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役 タダノ・デマーグ GmbH 取締役・CTO タダノ・ファウン GmbH 取締役・CTO
取締役執行役員常務	八 代 倫 明	欧州事業本部長・グローバル人事ICT本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役社長・CEO タダノ・デマーグ GmbH 取締役社長・CEO タダノ・ファウン GmbH 取締役社長・CEO
取締役 (筆頭独立社外取締役)	村 山 昇 作	一般社団法人天体望遠鏡博物館代表理事
取 締 役	石 塚 達 郎	K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役、AGC株式会社社外監査役
取 締 役	大 塚 聡 子	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 有人宇宙技術部門有人宇宙技術センター技術領域主管研究開発員
取 締 役	金 子 順 一	
取 締 役	蓼 沼 宏 一	東京女子大学教授
常 勤 監 査 役	池 浦 雅 彦	
常 勤 監 査 役	藤 井 清 史	株式会社四電工取締役監査等委員 (社外取締役)
常 勤 監 査 役	渡 辺 耕 治	
監 査 役	加 藤 真 美	弁護士 (桜丘法律事務所)、前澤化成工業株式会社社外取締役
監 査 役	鈴 木 久 和	株式会社CRI・ミドルウェア社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち村山昇作、石塚達郎、大塚聡子、金子順一、蓼沼宏一の各氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち渡辺耕治、加藤真美、鈴木久和の各氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 藤井清史氏は、当社において経理部長を経験し、当社のドイツ子会社 (タダノ・デマーグGmbH) のCFOを務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 鈴木久和氏は、SCSK株式会社においてIR・財務の分掌役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 村山昇作氏の重要な兼職先である一般社団法人天体望遠鏡博物館に対し、当社は年額50万円の寄付を行っております。
6. 取締役 石塚達郎氏の重要な兼職先であるK&Oエナジーグループ株式会社及びAGC株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
7. 取締役 大塚聡子氏の重要な兼職先である国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) と当社との間に特別な関係はありません。
8. 取締役 蓼沼宏一氏の重要な兼職先である東京女子大学と当社との間に特別な関係はありません。
9. 監査役 加藤真美氏の重要な兼職先である桜丘法律事務所及び前澤化成工業株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
10. 監査役 鈴木久和氏の重要な兼職先である株式会社CRI・ミドルウェアと当社との間に特別な関係はありません。

# 事業報告

[ご参考]2026年1月1日現在の取締役及び執行役員・技監・理事の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役会長	多田野 宏 一	
代表取締役社長・CEO	氏 家 俊 明	株式会社タダノインフラソリューションズ代表取締役社長・CEO
取締役執行役員常務	合 田 洋 之	チーフテクニカルオフィサー 欧州事業副本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役 タダノ・デマーズ GmbH 取締役・CTO タダノ・ファウン GmbH 取締役・CTO
取締役執行役員常務	八 代 倫 明	欧州事業本部長・グローバル人事 ICT 本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役社長・CEO タダノ・デマーズ GmbH 取締役社長・CEO タダノ・ファウン GmbH 取締役社長・CEO
取 締 役 (筆頭独立社外取締役)	村 山 昇 作	
取 締 役	石 塚 達 郎	
取 締 役	大 塚 聡 子	
取 締 役	金 子 順 一	
取 締 役	蓼 沼 宏 一	
執行役員常務	澤 田 憲 一	グローバル事業推進本部長
執行役員常務	安 富 雄 史	国内営業本部長
執 行 役 員	程 箭	中国事業本部長、中国総代表
執 行 役 員	吉 田 耕 三	チーフコンプライアンスオフィサー、営業統括本部長
執 行 役 員	入 船 雄 一	購買本部長
執 行 役 員	木 島 達 也	株式会社タダノインフラソリューションズ取締役事業本部副本部長
執 行 役 員	二 村 泰 寛	生産本部長、生産企画部長
執 行 役 員	福 井 敬	海外営業本部長、米州事業本部長、タダノ・アジアPte. Ltd.取締役社長、 タダノ・オセアニアPty Ltd.取締役会長、タダノ・サイアムCo., Ltd.取締役会長、 タダノ・クレーンズ・インディアPvt.Ltd.取締役会長
執 行 役 員	西 條 佳 孝	商品開発第一本部長
執 行 役 員	金 川 裕 之	商品開発第二本部長、タダノ・テクノロジー・フィリピン Inc.取締役会長
執 行 役 員	寺 田 王 彦	技術開発本部長
執行役員待遇	木 曾 卓	グローバルAWP担当、株式会社タダノユーティリティ代表取締役社長
技 監	宗 野 雄 二	品質安全本部長、品質保証コンポーネント部長
技 監	木 山 順 平	CS本部長
理 事	橋 本 勝 久	コーポレート本部長、経理部長
理 事	西 崎 宙	米州事業副本部長、タダノ・アメリカ・ホールディングスInc.取締役社長・ CEO、タダノ・アメリカCorp.取締役会長

(注) 当社の事業戦略推進において優れた専門性を持ち、多大な貢献が認められるとともに、人物的にも他の模範となり、今後さらに当社の事業戦略を強く牽引できる人財の中で、より重要な役割を負う者に対して、執行役員と同等の職位として、「執行役員待遇」の職位を設置しております。また、優れた専門性を持ち、多大な貢献が認められ、当社の技術分野を強く牽引できる人財について、執行役員に次ぐ職位として「技監」職を設置しております。さらに、当社の事業戦略推進において、多大な貢献が認められると共に、人物的にも他の模範となり、今後さらに当社の事業戦略を強く牽引できる人財について、執行役員に次ぐ職位として「理事」職を設置しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の報酬等

当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、取締役報酬の決定方針を以下のとおり決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役を委員長とし過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問し、答申を得ております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### <取締役報酬の決定方針>

##### 1. 基本方針

当社の取締役報酬は、以下の基本方針に基づいて定める。

- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営目標の達成を動機づけるものであること
- ・第三者機関の調査データに基づき、他社の支給水準を勘案のうえ、多様で優秀な人財の確保・報奨を可能にする、競争力ある報酬体系及び報酬水準であること
- ・固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及びステークホルダーとの価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の割合を適切に設定することにより、健全な企業家精神を発揮させるものであること

社外取締役の報酬は、その役割と独立性に鑑み、固定報酬（金銭報酬）のみとする。

##### 2. 固定報酬（金銭報酬）

取締役の固定報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、他社水準や従業員給与の水準を考慮した基本報酬と役職別の手当で構成される。

##### 3. 業績連動報酬（金銭報酬）

取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、中期経営計画における重要指標である連結営業利益を業績指標として支給額を決定し、上記固定報酬と合わせ月例で支給する。具体的には、連結営業利益の金額に連動した役員別の支給率を定め、以下の算定式で決定する。

$$\boxed{\text{業績連動報酬}} = \boxed{\text{役員別基本報酬}} \times \boxed{\text{業績指標に基づく役員別の支給率}}$$

##### 4. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

取締役の譲渡制限付株式報酬は、年間の基本報酬に対し、役員別の支給率を乗じた金額で決定され、譲渡制限付株式の付与に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値で除した株式数を付与する。

##### 5. 金銭報酬と非金銭報酬等の割合

金銭報酬と非金銭報酬等の内容及び割合は、以下のとおりとする。

# 事業報告

	金銭報酬		非金銭報酬等
	固定報酬 (基本報酬+役職別手当)	業績連動報酬 (基本報酬×役位別支給率)	譲渡制限付株式報酬 (基本報酬×役位別支給率)
会長	約40%	約30%	約30%
社長	約30%	約30%	約40%
副社長以下	約50%	約20%	約30%
社外取締役	固定報酬 100%	—	—

※金銭報酬の業績連動部分について、連結営業利益の金額が制度上の基準となる水準であったと仮定した場合

## 6. 個人別の報酬等の決定の方法

取締役会は、公正性と透明性を確保するため、事前に指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役の報酬を決定する。指名報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、その過半数は独立社外取締役で構成される。

なお、当社は2026年1月16日開催の取締役会において、取締役報酬の決定方針の内容を一部変更し、新たに決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問して答申を得ております。変更点は次の下線部のとおりです。

## 4. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

取締役の譲渡制限付株式報酬は、年間の基本報酬に対し、役位別の支給率を乗じた金額で決定され、譲渡制限付株式の付与に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値で除した株式数を付与する。

なお、日本非居住である取締役に対しては、金銭で支給する場合がある。

## 5. 金銭報酬と非金銭報酬等の割合

金銭報酬と非金銭報酬等の内容及び割合は、以下のとおりとする。

	金銭報酬		非金銭報酬等
	固定報酬 (基本報酬+役職別手当)	業績連動報酬 (基本報酬×役位別支給率)	譲渡制限付株式報酬 (基本報酬×役位別支給率)
会長	約40%	約30%	約30%
社長	約30%	約30%	約40%
副社長以下	約60%	約25%	約15%
社外取締役	固定報酬 100%	—	—

※金銭報酬の業績連動部分について、連結営業利益の金額が制度上の基準となる水準であったと仮定した場合

## ② 監査役の報酬等

監査役の報酬額については、定款の定めに従い、2008年6月24日開催の第60回定時株主総会決議により、年額100百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）としており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。具体的な監査役の報酬の算定につきましては、監査役会にて決定した基準に従い算定しております。

# 事業報告

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	9名 (5名)	467百万円 (75百万円)	268百万円 (75百万円)	48百万円 (—)	150百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	75百万円 (38百万円)	75百万円 (38百万円)	—	—

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）は支払っておりません。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由、業績連動報酬等の額の算定方法については、「3. (2) ①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。また、業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標に関する実績については、「1. (4) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、交付に関する条件等は「3. (2) ①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として交付した金銭の払い込みと引き換えに当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬額については、定款の定めに従い、2025年3月27日開催の第77回定時株主総会決議により、金銭報酬（固定報酬及び業績連動報酬）について、その上限を年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額90百万円以内）としており、また、当該金銭報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対し、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額250百万円以内、交付する当社株式数の上限を年90万株以内としております。当該株主総会終結時点で、金銭報酬の対象となる取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）、譲渡制限付株式報酬の対象となる取締役の員数は4名です。

## (3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

### ① 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役 (筆頭独立社外取締役)	村山昇作	18回中18回 (100%)	—	経済、金融及び企業経営に関する豊富な知識と経験等に基づく観点から、筆頭独立社外取締役として、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
取締役	石塚達郎	18回中18回 (100%)	—	経営者としての長年にわたる豊富な経験と幅広い見識等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。

# 事業報告

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	大塚 聡子	18回中18回 (100%)	—	製品開発や男女共同参画委員会等で培った豊富な知識と経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
取締役	金子 順一	18回中18回 (100%)	—	雇用・労働行政分野におけるコンプライアンス及び人財戦略に関する高度な専門知識と豊富な経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
取締役	蓼沼 宏一	18回中18回 (100%)	—	経済学に関する見識及び大学運営における豊富な経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
監査役	渡辺 耕治	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	コンプライアンスに関する豊富な知識と経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監査役	加藤 真美	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	弁護士としての専門的見地及び企業法務に関する豊富な知識と経験並びに社外役員としての経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
監査役	鈴木 久和	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。

(注) 1. 取締役 村山昇作氏は、2025年3月27日開催の取締役会において指名報酬諮問委員会の委員長に選任され就任しております。

# 事業報告

## ② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員、国内子会社の取締役・監査役及び一部海外子会社の役員であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずる損害が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。但し法令違反を認識して行った行為に起因する損害の場合は補償されない等、一定の免責事由があります。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	144百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	144百万円

- (注) 1. 監査役会は、当該事業年度の監査計画における監査日数等から見積もられた報酬額につき、過年度実績の評価も踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 重要な子会社のうち、タダノ・ファウン GmbH及びタダノ・デマーグ GmbHは、デロイト トウシュ GmbH、ピーエム・オイルアンドスチールS.p.Aは、デロイト トウシュ S.p.A、タダノ・アメリカCorp.及びマニテックスInc.は、デロイト トウシュ LLPの監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに持株比率は、数値未満を切り捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2025年12月31日	2024年12月31日		2025年12月31日	2024年12月31日
	現	在		現	在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>325,320</b>	<b>292,387</b>	<b>流動負債</b>	<b>158,032</b>	<b>138,372</b>
現金及び預金	81,842	93,125	支払手形及び買掛金	37,946	34,551
受取手形	2,850	4,539	電子記録債務	6,751	7,094
売掛金	56,100	38,313	短期借入金	53,215	49,261
契約資産	3,051	—	1年内償還予定の社債	15,000	10,000
電子記録債権	10,468	7,808	リース債務	1,955	1,317
商品及び製品	68,870	65,430	未払金	9,360	7,848
仕掛品	50,888	40,629	未払法人税等	2,079	4,631
原材料及び貯蔵品	36,957	31,959	前受金	9,099	4,336
その他	15,058	11,012	製品保証引当金	6,575	5,340
貸倒引当金	△767	△432	その他	16,047	13,990
<b>固定資産</b>	<b>133,209</b>	<b>111,035</b>	<b>固定負債</b>	<b>94,550</b>	<b>76,152</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>82,032</b>	<b>70,566</b>	社債	15,000	30,000
建物及び構築物	28,457	24,439	長期借入金	57,202	28,950
機械装置及び運搬具	11,812	10,116	リース債務	3,644	2,944
土地	27,807	26,653	繰延税金負債	2,825	1,162
リース資産	1,203	712	再評価に係る繰延税金負債	2,173	2,109
建設仮勘定	6,535	4,216	退職給付に係る負債	11,870	9,754
その他	6,216	4,427	その他	1,834	1,231
<b>無形固定資産</b>	<b>27,225</b>	<b>5,470</b>	<b>負債合計</b>	<b>252,583</b>	<b>214,524</b>
のれん	17,889	1,602	<b>純資産の部</b>		
その他	9,335	3,867	<b>株主資本</b>	<b>180,660</b>	<b>167,277</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>23,951</b>	<b>34,999</b>	資本金	13,021	13,021
投資有価証券	11,631	11,435	資本剰余金	17,510	17,506
繰延税金資産	8,947	6,337	利益剰余金	153,274	138,922
前払金	—	15,997	自己株式	△3,146	△2,172
その他	3,677	1,548	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>25,200</b>	<b>21,513</b>
貸倒引当金	△305	△319	その他有価証券評価差額金	5,121	4,116
<b>資産合計</b>	<b>458,529</b>	<b>403,422</b>	繰延ヘッジ損益	△91	—
			土地再評価差額金	3,033	3,096
			為替換算調整勘定	16,362	14,468
			退職給付に係る調整累計額	775	△168
			<b>非支配株主持分</b>	<b>85</b>	<b>106</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>205,946</b>	<b>188,897</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>458,529</b>	<b>403,422</b>

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「前期(ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

# 連結計算書類

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2025年1月1日から2025年12月31日まで	2024年1月1日から2024年12月31日まで
<b>売上高</b>	<b>349,477</b>	<b>291,500</b>
売上原価	256,282	206,983
<b>売上総利益</b>	<b>93,195</b>	<b>84,517</b>
販売費及び一般管理費	74,642	60,738
<b>営業利益</b>	<b>18,552</b>	<b>23,778</b>
営業外収益	1,754	1,104
受取利息	377	349
受取配当金	284	195
受取保険金	352	173
リース解約益	—	131
その他	739	254
営業外費用	5,210	3,805
支払利息	2,893	2,145
為替差損	1,703	1,173
その他	613	486
<b>経常利益</b>	<b>15,096</b>	<b>21,077</b>
特別利益	11,350	770
固定資産売却益	8,303	31
関係会社清算益	—	720
投資有価証券売却益	574	0
関係会社株式売却益	1,099	16
段階取得に係る差益	1,372	—
特別損失	3,526	6,101
固定資産除売却損	608	31
減損損失	1,318	—
工場再編関連費用	1,599	6,070
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>22,920</b>	<b>15,745</b>
法人税、住民税及び事業税	5,022	9,154
法人税等調整額	△447	△16
<b>当期純利益</b>	<b>18,344</b>	<b>6,607</b>
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	46	△35
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>18,298</b>	<b>6,642</b>

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「前期(ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

# 個別計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2025年12月31日	2024年12月31日		2025年12月31日	2024年12月31日
	現	在		現	在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>232,359</b>	<b>229,629</b>	<b>流動負債</b>	<b>79,148</b>	<b>89,287</b>
現金及び預金	52,769	61,578	支払手形	471	643
受取手形	2,739	4,376	買掛金	23,524	27,388
売掛金	44,852	36,257	電子記録債務	6,751	7,094
電子記録債権	9,659	7,547	短期借入金	16,405	24,814
商品及び製品	27,469	28,288	1年内返済予定の長期借入金	3,000	3,500
仕掛品	15,462	12,753	1年内償還予定の社債	15,000	10,000
原材料及び貯蔵品	5,344	5,000	リース債務	296	259
関係会社短期貸付金	67,575	56,238	未払金	8,469	7,449
未収入金	4,452	4,085	未払費用	2,083	2,045
その他	2,044	13,524	未払法人税等	1,401	3,817
貸倒引当金	△10	△19	製品保証引当金	728	720
			その他	1,015	1,554
<b>固定資産</b>	<b>129,227</b>	<b>109,590</b>	<b>固定負債</b>	<b>81,845</b>	<b>68,257</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>51,718</b>	<b>48,916</b>	社債	15,000	30,000
建物	16,100	16,996	長期借入金	57,198	28,950
構築物	1,907	1,939	リース債務	518	499
機械及び装置	7,158	6,277	再評価に係る繰延税金負債	2,173	2,109
車両運搬具	113	135	退職給付引当金	5,879	5,779
工具、器具及び備品	854	712	長期未払金	85	87
土地	20,016	19,207	その他	991	831
リース資産	743	692	<b>負債合計</b>	<b>160,993</b>	<b>157,544</b>
建設仮勘定	4,822	2,955	<b>純資産の部</b>		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,410</b>	<b>1,598</b>	<b>株主資本</b>	<b>192,488</b>	<b>174,461</b>
特許権等	820	861	資本金	13,021	13,021
借地権	29	29	資本剰余金	17,070	17,065
ソフトウェア	177	251	資本準備金	16,913	16,913
その他	382	456	その他資本剰余金	156	152
<b>投資その他の資産</b>	<b>76,149</b>	<b>59,075</b>	利益剰余金	165,542	146,547
投資有価証券	11,416	11,425	利益準備金	2,409	2,409
関係会社株式	53,160	19,539	その他利益剰余金	163,133	144,138
出資金	0	0	固定資産圧縮積立金	758	783
関係会社出資金	7,900	7,900	別途積立金	27,060	27,060
破産更生債権等	275	298	繰越利益剰余金	135,314	116,294
長期前払費用	458	466	自己株式	△3,146	△2,172
繰延税金資産	2,381	3,231	<b>評価・換算差額等</b>	<b>8,154</b>	<b>7,213</b>
前払金	—	15,997	その他有価証券評価差額金	5,121	4,116
その他	851	524	土地再評価差額金	3,033	3,096
貸倒引当金	△294	△309	<b>純資産合計</b>	<b>200,643</b>	<b>181,675</b>
<b>資産合計</b>	<b>361,637</b>	<b>339,220</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>361,637</b>	<b>339,220</b>

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 「前期(ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

# 個別計算書類

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2025年1月1日から2025年12月31日まで	2024年1月1日から2024年12月31日まで
<b>売上高</b>	<b>188,392</b>	<b>181,560</b>
売上原価	128,056	124,428
<b>売上総利益</b>	<b>60,336</b>	<b>57,131</b>
販売費及び一般管理費	40,953	31,102
<b>営業利益</b>	<b>19,382</b>	<b>26,029</b>
営業外収益	11,469	12,572
受取利息	2,210	2,371
受取配当金	8,308	9,806
その他	949	394
営業外費用	2,805	2,519
支払利息	1,158	726
社債利息	101	157
為替差損	1,107	1,276
その他	438	359
<b>経常利益</b>	<b>28,045</b>	<b>36,081</b>
特別利益	574	53
固定資産売却益	0	7
関係会社清算益	—	28
投資有価証券売却益	574	0
関係会社株式売却益	—	16
特別損失	2,167	18,297
固定資産除売却損	3	12
関係会社出資金評価損	—	17,004
工場再編関連費用	742	1,281
関係会社株式評価損	1,421	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>26,453</b>	<b>17,837</b>
法人税、住民税及び事業税	3,243	6,705
法人税等調整額	269	267
<b>当期純利益</b>	<b>22,941</b>	<b>10,864</b>

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 「前期 (ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社 タダノ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
高松事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 誉一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社 タダノ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
高松事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 誉一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの2025年1月1日から2025年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 監査報告書

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社 タ グ ノ 監査役会

常勤監査役	池 浦 雅 彦	Ⓔ
常勤監査役	藤 井 清 史	Ⓔ
常勤監査役	渡 辺 耕 治	Ⓔ
監 査 役	加 藤 真 美	Ⓔ
監 査 役	鈴 木 久 和	Ⓔ

(注) 常勤監査役 渡辺耕治、監査役 加藤真美、監査役 鈴木久和は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



この印刷物は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、環境保全のため、FSC®認証紙を使用して印刷しています。